

行政区再編の考えは

市主体の再編を行う考えはない



櫻井 肇 議員

Q 「花巻市合衆市構想」に基づき、現在ある221行政区を再編する考えはあるか。

A(市長) 行政区というのは、地区民が一番活動しやすいかたちの大きさが、本来あるべき姿だろうと考える。そのため、住民から自分たちの行政区について意見があるのであれば、それを尊重して見直しをすることは考えられるが、市が主体的に

再編を行うということは、一切考えていない。

国の土地改良予算減

Q 国は、土地改良予算を大幅に削減したが、見解とその影響を伺う。
A(農林水産部長) 本市に關係する国営事業は、2事業地区であるが、予

算削減による影響としては、工期の遅延が懸念される。事業の実施に当たっては、緊急度を優先するなど効率的な事業に取り組んでいる。国営事業以外の県営事業や団体営事業は、前年度並みの予算が確保されている。今後、農業水利施設など農業用水の安定供給の維持や農家の経営基盤安定のために必要な予算の確保を、国や県に要望していく。



農業用水の安定供給のため、老朽化や劣化した施設の早期の改修が期待されます(猪鼻分水工、平成22年3月完成)

地域づくり交付金増額しては

予算見据え望ましい額を確保



高橋 好尚 議員
(明和会)

Q 27振興センターに交付されている総額2億円について、現在の配分予算では、できることが限

られてしまうので、増額し地域の裁量を増やしてどうか。また、決算締めについて、少額繰り越しや多年度間決算など融通をもたせてはどうか。
A(まちづくり部長) 地域づくり交付金の総額は固定化したものではないので、市の予算全体を見

据えた中で、状況に応じて必要かつ望ましい予算額を確保し、支援を行っていく。また、より使いやすい交付金となるよう見直していく。
Q 本市道の国立病院機構花巻病院以南の歩道設

置要望と踏切側の大きくS字カーブとなる部分の安全対策について、それぞれどのように考えているか。
A(建設部長) 地元から歩道設置の再要望はあるものの、地権者の同意が得られていない箇所があることから、事業着手は難しいが、引き続き協議を進める。また、S字カーブ部分については、信号機の移設やカーブミラーの設置により安全対策を講じていく。



新設される山の神・藤沢町線と直角交差する改良中の市道瀬畑口下根子線踏切側のS字カーブ

戸別所得補償の課題と対応は

解決へ向け国・県へ要望する



本館 憲一 議員
(花巻クラブ)

Q 農業再生への推進力となるか、国の財政が厳しい中で、国の補償は続くか、本年度の戸別所得補償モ

デル対策の行方が注目される。この制度の課題をあげるとすれば何か、その課題についての今後の対応と国への要望活動等の予定などを伺う。
A(農林水産部長) 現時点での課題は、来年度の本格実施の内容が明らかでないこと、国の直接補

償は戦略作物を対象とし地域振興作物は地方の裁量で補償できる仕組みとすべきであること、国の各種施策による助成を集約し手続きの簡素化を行うこと、担い手の育成に寄与する取り組みが必要であること、豊作時の過剰米対策が必要であるこ

となどがあげられる。今後の対応は、国・県への統一要望や全国市長会を通じて国へ要望していく。
Q ゲートボール場支援
A(まちづくり部長) 現在、松倉温泉ゲートボール場は、老朽化に伴い不便をきたしている。市として、修繕・改修の支援をする考えはないか伺う。
A(まちづくり部長) 現在、松倉温泉ホテル水松園が営業を休止していることから、当面は、その動向を注視していく。



市内各地区でゲートボールが盛んに行われています

議会のしくみ ⑤

市議会の役割

市議会には、市民の代表として十分な活動ができるよう、様々な権限が与えられています。これらの権限に基づいて、次のような仕事をしています。

議決・発議

市政を進めていく上で、重要な案件については、市議会の決定が必要です。これを議決といいます。市議会では、市長から提出された議案を審議して議決します。また、予算案や特殊な条例を除き、議員や委員会でも議案を提出することができます。これを発議といいます。

議決権の主なものは、次のとおりです。

- 条例を制定、改正、廃止すること
- 予算を決定すること
- 決算を認定すること

請願・陳情の審査

市民の要望や意見を市政に反映させるため、市民から提出される請願・陳情を受理して審査します。その結果、必要と認められて採択されたものは、市長など関係機関に送付します。

選挙

議長や副議長、選挙管理委員、一部事務組合議会議員などを選挙します。

同意

市長が、副市長、教育委員、監査委員などを選任するときは、市議会の同意を得なければなりません。

市政のチェック

市政が適正に行われているかどうか、監査を請求したり、報告を要求したり、意見を述べたりすることができます。

意見書の提出

市民生活に大きな影響を及ぼす問題について、国や県に対して意見書を提出し、積極的にその解決を求めます。